

建築ワーキンググループ意見その 1

建築物に関する契約に関する基本的事項について

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に最も優れた者を特定する手続（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用すること。ただし、当該事業の主目的に照らして他の項目が特に優先される事業及び温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない事業等を除くことができる。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として設計成果に求める環境保全性能を、契約図書に明記すること。

環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案の内容が、経済性にも留意して妥当と判断される場合は、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにすること。

環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあつては、特定された者と契約を締結し、設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を契約の相手方（設計者）に求めること。

環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表し、変更したときは変更後の概要を公表すること。

環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮すること。

環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、公平性・透明性・客観性を確保すること。